

地車第45号
地備第58号
平成元年3月29日
改正：自環第285号
自整第230号
平成8年12月20日
改正：国自総第17号
国自整第10号
平成13年4月20日
改正：国自総第513号
国自整第213号
平成15年3月11日
改正：国自総第18号
国自整第7号
平成18年4月14日
最終改正：国自総第575号
国自整第175号
平成19年3月29日

各地方運輸局整備部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

地域交通局陸上技術安全部
保安・車両課長
自動車整備課長

自動車事故報告書の記入等の取扱いについて

今般、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）の一部が改正され、「自動車事故報告書等の取扱要領について」（平成元年3月29日付け地車第44号・地備第57号。以下「取扱要領」という。）が通達されたところである。

これに伴い、規則第3条の自動車事故報告書（以下「報告書」という。）の記入及び集計等については、規則別記様式（注）及び取扱要領によるほか、今後は下記によることとしたので留意して取扱われたい。

なお、「自動車事故報告書の取扱いについて」（昭和47年6月27日付け自整第151号・自車第536号）及び「自動車事故報告書の取扱いについて」（昭和55年12月12日付け自安第206号）は廃止する。

記

第1 報告書の記入

報告書の記入は、次に掲げる取扱いによること。

1 事故の種類

（1）区分欄

（ア）2種類以上の事故を併発した場合は、最も大きな被害を発生した事故を当該事故の種類とすること。

（イ）自動車又は原動機付自転車と衝突又は接触して当該車両に乗っている者を死傷させた場合は「衝突」とし、自転車に乗っている者を死傷させた場合は「死傷」とすること。

（ウ）走行中の車両への飛び乗り又は飛び降り等によって死傷した場合は「死傷」とすること。ただし、乗務員の不注意（扉の開口走行等）によって乗客等が当該車両より転落して死傷した場合は、「車内」とすること。

（エ）家屋その他の物件と衝突して付近にいた人を死傷させた場合は「衝突」とすること。

（2）衝突等の状態欄

（ア）自動車が相手方と対面して接近し、衝突又は接触した場合は「正面衝突」とすること。

（イ）自動車が相手方と対面方向又は同方向以外の方向に進行（一方が停止している場合を含む。以下同じ。）して衝突又は接触した場合は「側面衝突」とすること。

（ウ）自動車が相手方と同方向に進行していて衝突又は接触した場合で次の「接触」以外の場合は「追突」とすること。

（エ）自動車が相手方と並進中又は後続車が先行車を追い抜き、もしくは並進しようとして接触した場合は「接触」とすること。

（オ）自動車が家屋、その他の物と衝突した場合は「物件衝突」とすること。

2 当該自動車の概要

- (1) 「車名」、「型式」、「車体の形状」及び「初度登録年又は初度検査年」は、けん引車が被けん引車を連結した状態で事故を引き起こした場合には、それぞれの車両について記載すること。
- (2) 「有償貸渡し（レンタカー）」は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により受けた許可に係る自家用自動車とすること。
- (3) 「有償旅客運送」は、法第79条の規定により受けた登録に係る自家用有償旅客運送自動車とすること。
- (4) 「積載危険物等の品名」は、規則別記様式（注）（10）各号のそれぞれの法令に定められた名称とすること。

3 道路等の状況

「警戒標識」は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）第1条第2項に定めるもの及び自動車道標識令（昭和26年政令第252号）第3条第2号に定めるものとし、同標識が設置されており、当該警戒標識によって運転上注意の必要があると認められる箇所において当該事故が発生した場合に「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

4 損害の程度

「損害の程度」は、当該事故があったときの医師の診断結果に基づき記入することを原則とするが、死亡については、当該事故の発生後24時間以内に死亡したものとすること。

5 当時の状況

(1) 当該自動車の事故時の走行等の態様欄

- (ア) 「追越」は、自動車が進路を変え前車の側方を通過してその前方に出るまでとすること。
- (イ) 「左（右）折」は、直進の状態からハンドルを左（右）に切り、さらに直進の状態に戻るまでとすること。
- (ウ) 「その他」は、蛇行、割り込み等とすること。

(2) 事故発生地点欄

- (ア) 事故発生地点の区分は、当該事故が発生したときに、当該自動車の大部分が位置していた場所によるものとすること。
- (イ) 交差点、バス停留所、トンネル等において、当該事故が発生した場合は、車道、路側帯等と重複することがあるが、その場合には、上記（ア）に係わらず該当す

る両方を○で囲むこと。

- (ウ) 「歩道」は、歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分とすること。
- (エ) 「路側帯」は、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた道路標識によって区画された帯状の道路の部分とすること。
- (オ) 「路肩」は、道路の主要部分を保護するため車道、歩道等に接続して設けられた部分であって「路側帯」以外のものとすること。
- (カ) 「交差点」は、2以上の道路（歩道を除く。）の交わる部分（車両停止線のある場合にあっては、車両停止線を対向車線に延長した線によって囲まれた道路の部分）とすること。
- (キ) 「バス停留所」は、乗合バス停留所の前後20mの道路の部分とすること。

6 乗務員

- (1) 「経験年数」は、当該自動車を運転することができる資格を得たときからの運転経験の期間とすること。
- (2) 「本務・臨時の別」は、自動車運送事業者から当該運送事業の用に供する自動車の運転者として選任されている者を「本務」とし、それ以外の者は「臨時」とすること。
- (3) 「乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離」は、当日の最初の乗務から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数のそれぞれの総和とすること。ただし、乗務が2日以上にわたって継続して行われた場合は、当該乗務の開始から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数とすること。この場合において、乗務員がその途中で8時間以上事業用自動車を離れた場合は、そこで乗務が終了したものとする。
- (4) 「交替運転者の配置」は、運転を交替するための者が当該自動車に同乗していると否とにかくらず、当該運行計画において、運転を交替する者が配置されている場合は「有」とし、それ以外は「無」とすること。なお、交替運転者が運転を交替した後に事故を惹起した場合にあっては、当該交替運転者が運転を交替してから事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数を記載すること。
- (5) 「過去3年間の事故の状況」及び「過去3年間の道路交通法の違反の状況」は、事業用自動車の乗務中のものを記載すること。

7 再発防止対策

事故原因が明らかになってから講ずることとしている場合には、「原因究明結果待ち」と記入するとともに、緊急的に講じた対策についても記入すること。

第2 集計及び報告

- 1 報告書の集計については、「自動車運送事業用自動車事故情報分析システム」（以下「自動車事故情報システム」という。）を用いて行うこと。
- 2 事故の発生状況については、翌月末までに自動車事故情報システムに入力し、自動車交通局に設置している自動車事故情報システム用サーバへデータの搬出を行うこと。
なお、規則第2条第6号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故において、事故報告時に事故の原因が明らかになっていない場合や調査中の場合は、事故の原因（推定原因を含む。）について事業者や関係者等への問い合わせ等により情報を収集し、自動車事故情報システムに入力すること。また、事故の原因（推定原因を含む。）を判断した者（自動車製作者、県警等）についても入力すること。

第3 その他

規則に該当しない事故は報告させないこと。

なお、当該事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となって、同規則に該当することとなつた場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

自動車事故報告書

国土交通大臣

殿

自動車の使用者の氏名又は名称

住 所

電話番号

年 月 日 提出

☆発生日時	年 月 日 時 分	☆ 路線名 又は 道路名	道 線
天 候	1晴れ 2曇 3雨 4雪 5霧 6その他		
☆発生場所	都道 区市 区町 府県 郡 村 番地		
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置	☆自動車登録番号 又は車両番号		
☆当時の状況	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）			
☆当時の処置			
☆事故の原因			
☆再発防止策			
※備 考			

(日本工業規格A列4番)

(裏)

事 故 の 種 類	区分	1 転 罫	2 転 落	3 路 外 逸 脱	4 火 災	5 踏 切	6 衝 突	7 死 傷	8 危 険 物 等	9 車 内	10 健 康 起 因	11 車両 故 障	12 そ の 他	当 時 の 状 況	☆ 危険認知時の速度	km/h			
															☆ 危険認知時の距離	m			
															☆ スリップ距離	m			
															1 直進(加速) 2 直進(減速) 3 直進(定速) 4 後退 5 追越 6 右折 7 左折 8 駐車 9 停車 10 転回 11 合流 12 その他				
															当該自動車の事故時の走行等の態様	1 車道 2 歩道 3 横断歩道 4 路側帯 5 路肩 6 交差点 7 バス停留所 8 トンネル 9 その他			
															道路上での事故の場合には事故発生地点	1 左側通行 2 右側通行 3 信号無視 4 車道通行 5 歩道通行 6 横断歩道歩行 7 車の直前横断 8 斜横断 9 飛び出し 10 駐車 11 路上作業 12 路上遊戯 13 乗降中 14 安全地帯 15 自転車運転 16 その他			
															死傷事故の場合には死傷者の状態	1 1 原動機(速度抑制装置を除く) 2 速度抑制装置 3 力動伝達装置 4 車輪(タイヤを除く) 5 タイヤ 6 車軸 7 操縦装置 8 制動装置 9 継衝装置 10 燃料装置 11 電気装置 12 車体及び車体 13 連絡装置 14 乗車装置 15 物品積載装置 16 窓ガラス 17 駆動音防止装置 18 ばい煙等の発散防止装置 19 灯火装置及び指示装置 20 反射器 21 音響器 22 視野を確保する装置(後写鏡、窓ふき器等) 23 時計(速度計、走行距離計等) 24 消火器 25 内圧容器及びその附属装置 26 並行記録計 27 その他			
															車両の故障に起因する場合には故障箇所				
															☆ 氏 名				
															☆ 年 令	才			
															☆ 経験年数	年 月			
															本務・臨時の別	1 本務 2 臨時			
◆ 乗 転 務 者 員												交通事故以前1ヶ月間に							
												自動車の運転を職業とする者にあつては勤務状況							
												☆ 乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離							
												☆ 最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計							
												損傷の程度	1 死亡 2 重傷 3 軽傷						
												シートベルトの着用状況	1 着用 2 非着用 3 非装備						
												☆ 交替運転者の配分	1 有 2 無 (交替後の乗務時間及び乗務距離)						
												☆ 過去3年間の事故の状況	(過去3年間の事故件数) 件						
												☆ 過去3年間の道路交通法の違反の状況	(過去3年間の違反件数) 件						
												☆ 過去3年間の適性診断の受診状況	1 有 2 無 (最近の受診年月日) 年 月 日						
												☆ 最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日) 年 月 日						
												本務・臨時の別	1 本務 2 臨時						
												損 傷 の 程 度	1 死亡 2 重傷 3 軽傷						
												シートベルトの着用状況	1 着用 2 非着用 3 非装備						
◆ 運 行 管 理 者												運行管理者			統括運行管理者				
												氏名							
												運行管理者 資格者証番号							
												◆ 死亡	人 (うち乗客 人)						
												◆ 重傷	人 (うち乗客 人)						
												軽傷	人 (うち乗客 人)						
												※事業者番号							
												※再発防止対策							

(注)

(1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。

なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。

(2) ※印欄は、記入しないこと。

(3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

(4) ◆印欄は、事故が第2条第6号のみに該当する場合には、記入を要しない。

(5) 時刻の記入は、24時間制によること。

(6) 「区分」の記入は、次の区分によること。

1 転覆 当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。

2 転落 当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。

3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路(車道と歩道の区分がある場合は、車道)外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。

4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。

5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。

6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トローリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。

7 死傷 死傷者を生じたとき(9に該当する場合を除く。)

8 危険物等 第2条第3号に該当する事故

9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客(乗降する際の旅客を含む。)を死傷させたとき。

10 健康起因 第2条第5号に該当する事故

11 車両故障 第2条第6号に該当する事故

12 その他 1から11までに該当しないとき。

(7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。

(8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。

ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。

(9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。

(10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。

1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物

2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類

3 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス

4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物

5 RI 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物

6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物

7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物

(11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。

1 制限外許可 道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条の規定による許可

2 特殊車両通行許可 道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2の規定による許可

3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの

(12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。

(13) 「種類」の欄の「□ 自動車専用道路等」は、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。

(14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路(車道と歩道の区別がある場合は、車道)の総幅員とする。

(15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。

(16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。

(17) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。

(18) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。

(19) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。

(20) 「運送形態」の欄の「2その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。

(21) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第72条第1項の交通事故に関して記入する。

(22) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所(又は受診機関)を具体的に記入すること。

(23) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第5号に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。

(24) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。

(25) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。